

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合	今回の契約が左に該当すること等の説明
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき。</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>行政手続に係る県民の利便性向上及び職員の事務効率化を実現するため、一般県民がオンラインによる電子申請を行うことができるサービスの調達を行う。</p> <p>当サービスの調達にあたっては、以下の要件を満たす必要があるが、これを満たす製品は株式会社トラストバンクの「LoGoフォーム」のみであることから、これを調達する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・LGWAN環境とインターネット環境のどちらからでも申請及び管理ができること。 ・手軽に利用できるよう利用者がメールアドレスを登録しなくても利用できること。 ・利用者が行う電子決済の手段としてクレジットカード、PayPay、Pay-easyが利用可能であること。 ・利用者が行う電子決済が確実に実行されるよう、フォーム作成時に、実際の決済に影響しない検証用環境による検証が可能なこと。 ・確実な業務の履行を担保するため、複数の都道府県での導入実績があること。 <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>LoGoフォームの導入・運用に関しては、(株)トラストバンクが各エリアでの販売代理店を1者指定しており、当県の場合は株式会社フューチャーインとなっているため、当該事業者以外を契約の相手方とすることはできない。</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。